

再エネ 100 宣言 RE Action 参加費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人再エネ 100 宣言 RE Action 協議会定款第3章第13条における参加費について定める。

(参加費)

第2条 参加団体は、参加費を事業年度ごとに事務局に納入しなければならない。

2 参加費の額は、団体の種別に応じて定める。

3 企業の参加費の額は、従業員数に基づいて支払うものとし、前年度末日の従業員数に応じて別表1のとおりとする。

4 行政・公共機関の参加費の額は、当該行政機関の行政機関の区分に応じて、別表2のとおりとする。

5 非営利団体の参加費の額は、従業員数に基づいて支払うものとし、前年度末日の従業員数に応じて別表3のとおりとする。

6 年度後半（10月1日）以降の参加の場合は、初年度の参加費を半額とする。

7 参加団体は、前第3項から第5項までのそれぞれの区分の変更が生じた場合には、速やかに事務局に届け出た上で、当該参加費の年額を変更するものとする。ただし、当該区分の変更が参加費の納入後の場合は、年額の変更は、次の事業年度に行うものとする。

8 参加団体に対する参加費の返還は行わない。

9 GPN 会員、イクレイ日本会員、JCLP 会員、地球温暖化防止全国ネット正会員への割引制度の適用を可能とする。詳細は各団体にて規定することとする。

(参加費の納入手続)

第3条 参加団体は、事務局が前事業年度末日に在籍する参加団体に発行する参加費「請求書」に基づき、再エネ 100 宣言 RE Action の当該事業年度の6月末日までに納入するものとする。ただし、新たに参加した団体は、参加した再エネ 100 宣言 RE Action の事業年度に係る参加費を事務局が発行する参加費「請求書」に基づき、事務局が指定する期日までに納入するものとする。

(脱退)

第4条 参加団体が脱退したときの再エネ 100 宣言 RE Action 事業年度の参加費は、脱退日に拘わらず、年額とする。

2 再エネ 100 宣言 RE Action 参加団体規約第7条及び第8条により、脱退、除名したものとみなした参加団体の未収参加費については、経過した未収年数の参加費の額に加えて、脱退したものとみなした再エネ 100 宣言 RE Action 事業年度の年額を徴収する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、一般社団法人再エネ100宣言 RE Action 協議会定款にて定める理事会の決議による。

附則

本規程の変更は2024年4月1日より施行する。

別表1（第2条第3項関係）

企業

従業員数	年額
10人以下	25,000円
11人以上300人以下	50,000円
301人以上500人以下	75,000円
501人以上1,000人以下	100,000円
1,001人以上	200,000円

投資法人の参加費は年額200,000円とする

別表2（第2条第4項関係）

行政・公共機関（※年度末払いを可とする）

区分	年額
中央省庁・都道府県・政令指定都市	100,000円
上記以外の行政機関	50,000円

別表3（第2条第5項関係）

非営利団体（学校法人、社会福祉法人、医療法人、消費生活協同組合など）

従業員数	年額
10人以下	25,000円
11人以上300人以下	50,000円
301人以上500人以下	75,000円
501人以上	100,000円